

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	(NPO活動促進室)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○地域森林計画の策定	(林業振興課)	二
○地域森林計画の変更	(同)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○土地区画整理組合の定款変更の認可(二件)	(同)	二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	三
○土地改良区役員の就任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(情報システム課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○事務決裁規程の一部を改正する訓令		四
○宮城県公報平成二〇年号外第五二号中		五

告示

○宮城県告示第四十八号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年一月十三日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 とよさとマイ・タウンクラブ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名

佐々木幸一

二 主たる事務所の所在地

登米市豊里町上屋浦五十一番地二

三 定款に記載された目的

このクラブは、登米市豊里地区を中心とした周辺市町村において、自主企画・自主運営によるスポーツ・文化活動等を通じた地域住民間の交流により、地域における生涯スポーツの振興を図り、子ども達のスポーツ環境を整備し、よりよい地域づくりの発展、更には地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十五日

○宮城県告示第四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人宮城県健康管理士会

一 代表者の氏名

太田 重雄

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区茂庭字中谷地山六番地の十七

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々が、健康で、快適に、楽しく、生きがいを持って暮らせるよう、宮城県内の住民及び学校、職場等に対して、予防医学に関する知識の普及啓蒙活動を行い、地域社会の健康増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十一日

○宮城県告示第五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九〇〇二〇	アースサポート株式	居宅介護	アースサポート	平成二十一

会社多賀城在宅サービスセンター 多賀城市八幡二丁目 二十三番地九号	重度訪問介護	ト株式会社	年一月一日
---	--------	-------	-------

○宮城県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年一月十三日

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年一月十三日

一 地域森林計画の名称

宮城南地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所

○宮城県告示第五十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年一月十三日

一 組合の名称

名取市下増田臨空土地区画整理組合

二 事務所所在地

名取市下増田字大橋本二百二十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十五日

四 変更の内容

過怠金及び督促手数料

（変更前）第八条 郵便法第二十一条第二項

（変更後）第八条 郵便法第二十条第一項

役員の定数

（変更前）第十条第一項 この組合の役員の定数は、理事十三人、監事三人とする。

（変更後）第十条第一項 この組合の役員の定数は、理事十二人、監事三人とする。

延滞金及び督促手数料

（変更前）第八十八条第一項 郵便法第二十一条第二項

（変更後）第八十八条第一項 郵便法第二十条第一項

五 変更認可の年月日

平成二十一年一月六日

○宮城県告示第五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年一月十三日

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十九日

四 変更の内容

過怠金及び督促手数料

(変更前) 第八条 郵便法第二十一条第二項

(変更後) 第八条 郵便法第二十条第一項

保留地

(変更前) 第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

(変更後) 第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。ただし、保留地を集会所用地とする場合は、理事会の決定により、その土地を無償で譲渡できる。

役員の数

(変更前) 第十条第一項 この組合の役員の数、理事十人、監事三人とする。

(変更後) 第十条第一項 この組合の役員の数、理事九人、監事二人とする。

延滞金及び督促手数料

(変更前) 第八十八条第一項 郵便法第二十一条第二項

(変更後) 第八十八条第一項 郵便法第二十条第一項

変更認可の年月日

平成二十一年一月六日

○宮城県告示第五十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称 名取市関下土地区画整理組合

二 事務所の所在地 名取市増田字柳田三百七十九番一

三 設立認可の年月日 平成十六年一月十九日

四 変更の内容 過怠金及び督促手数料

(変更前) 第八条 郵便法第二十一条第二項

(変更後) 第八条 郵便法第二十条第一項

保留地

(変更前) 第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。

(変更後) 第九条第一項 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。ただし、保留地を集会所用地とする場合は、理事会の決定により、その土地を無償で譲渡できる。

役員の数

(変更前) 第十条第一項 この組合の役員の数、理事十人、監事三人とする。

(変更後) 第十条第一項 この組合の役員の数、理事九人、監事二人とする。

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十九日

四 変更認可の年月日

平成二十一年一月六日

○宮城県告示第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年一月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

就任した者

所長 齋 藤 俊 夫

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年十二月二十六日	菅 井 庄 一郎	仙台市太白区四郎丸字前八十三番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等貸借、保守業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年十二月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区五橋一丁目一番十号

五 落札金額 一億二百九十五万四千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年十二月九日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年一月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡富谷町成田七丁目二十六番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区八乙女四丁目一番地の三
株式会社日技

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように改正する。

平成二十一年一月十三日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中第七号を次のように改める。

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行に
関する事務

1 変更の認定（第十一条）

2 合併による地位の承継（第二十五条）

3 公益法人に対する勧告及び措置命令（第二十八条）

4 宮城県公益認定等委員会への諮問（第五十一条）

5 公益認定等に関する意見の聴取（第八条、第十一条、第二十五条、第二十八条、第二十九條）

6 公益認定等の公示（第十条、第十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第二十九條）

7 変更の認定等の告示（第十一条、第二十五条）

8 変更認定申請書等の変更後の行政庁への提出及び事務の引受け（第十二条、第二十五條）

15 移行の認定等に関する通知（第百五条、第百九条、第百二十条、第百三十一条）

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

教育次長

教育次長

教育次長

教育次長

教育次長

9 財産目録等の閲覧又は謄写（第二十一条）
10 立入検査等の実施（第二十七条）
11 勧告内容の公表（第二十八条）

12 名称変更登記の嘱託（第二十九条）

13 認定取消法人等に対する通知（第三十条、第五十三条）

14 届出書類及び財産目録等の写しの送付（第五十三条）

15 答申に基づく措置の報告（第五十二条）

16 照会又は協力の要請（第五十六条）

同表第十号を第十二号とし、第八号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に関する事務

1 特例財団法人の吸収合併契約の承認に係る手続の承認（第六十七条）

2 特例財団法人の最初の評議員の選任の認可（第九十二条）

3 特例財団法人の定款の変更の認可（第九十五条）

4 特例民法法人の基本財産の処分等の承認（第九十五条）

5 特例民法法人に対する監督上必要な命令（第九十五条）

6 特定公益増進法人等であることの証明及び適正運営の認定（第九十五条）

7 特例民法法人に対する措置命令（第九十六条）

8 登記の催告（第百九条、第百三十一条）

9 公益目的支出計画の変更の認可（第百二十五条）

10 移行法人に対する勧告及び措置命令（第百二十九条）

11 移行法人の精算時の残余財産の帰属の承認（第百三十条）

12 宮城県公益認定等委員会への諮問（第百三十八条）

13 解散の登記の嘱託（第四十六条、第九十七条、第百九条、第百十条、第百三十一条）

14 認可申請書の合併後旧主務官庁等への送付（第六十九条、第百四十条）

15 特例民法法人に対する解散命令に係る官報掲載（第九十六条）

16 移行認定等に関する意見の聴取（第百四条、第百二十条）

17 移行の認定等に関する通知（第百五条、第百九条、第百二十条、第百三十一条）

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

教育次長

○宮城県公報平成二〇年号外第五二号(平成二十年十一月二十八日付け)中

ページ 四 下 行 一 一 清算時 正 誤 精算時

正 誤

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

4 検査の実施及び結果の報告

3 特定公益信託であることの証明及び適正運営の認定

2 信託財産の処分の承認

1 信託条項の変更(目的及び事業に係るもの除く。)の認可

九 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)の施行に関する事務

25 照会又は協力の要請(第四百二十二条)

24 答申等に基づく措置の報告(第三百三十九条、第四百十一条)

23 立入検査等の実施(第三百二十八条)

22 公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写(第三百二十七条)

21 公益目的支出計画の実施完了の確認(第二百二十四条)

20 移行人の監督(第二百二十三条、第二百二十六条)

19 事務の引受け(第八八条)

18 登記の届出等の公示(第八八条、第九九条、第二百五条、第三十一条)

第四百十条)

課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長 課 長